

## 第6章 行為許可、公園事業等の取扱いに関する事項

### 1 許可、届出等取扱方針

#### (1) 特別保護地区及び特別地域

自然公園法の行為許可に関する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領（令和4年4月1日環自国発第22040115号自然環境局長通知）」の第6に規定するとおり、施行規則第11条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為許可の基準の細部解釈及び運用方法について（平成12年8月7日環自国第448-1号自然保護局長通知）」において定める許可基準の細部解釈の他、次の取扱方針によるものとします。

また、国立公園の保護又は利用の推進のために、行為に際し特に配慮を求める事項を併せて定めます。

ただし、以下の審査基準において、工法を限定しているものについては、本管理運営計画策定以降に開発された新工法がある場合、審査基準に定める工法と新工法を比較して風致景観上の影響の軽減効果が認められる場合には、新工法の採用も認められるものとします。

さらに、当該地域においては景観法第8条に基づく景観計画が定められている地域があることから、同法第8条第2項第4号ホに規定のとおり、特別保護地区及び特別地域において、景観計画で上乘せ規制を行うことが可能であることに鑑み、今後、市町村の景観計画が改訂され、自然公園法施行規則第11条及び本計画の審査基準に、景観計画の基準が上乘せで規制された場合には、その基準を満たす範囲で指導するよう留意します。

項目	取扱方針
1 全行為共通	<p>(1) 審査基準</p> <p>ア 修景及び緑化方法</p> <p>(ア) 支障木の伐採及び周辺植生へ与える影響が最小限と認められること。</p> <p>(イ) 草原については、植え戻し以外の樹木の修景植栽は行わないこと。</p> <p>(ウ) 元来植生のなかった場合を除いて、工事に伴い発生した法面等の裸地は、原則として「自然公園における法面緑化指針（平成27年10月環境省自然環境局）」の「4. 基本理念に基づく方針」に則って、修景及び緑化方法を計画すること。ただし、災害復旧等のために緊急を要する場合等、「自然公園における法面緑化指針解説編（平成27年10月環境省自然環境局）」に記載されている本指針に抛りがたい場合の例等に該当する場合には、指針の記載内容に則って検討し、修景及び緑化方法を計画すること。</p> <p>イ 残土処理方法</p> <p>残土は、公園区域外で適切に処理すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 同一敷地内又は同一事業地内の他の行為への流用や敷均し等によっ</p>

項目	取扱方針
	<p>て風致景観の保護上支障のないよう処理する場合</p> <p>(イ) 特別地域内において許可等を得て行われる他の工事に流用する場合</p> <p>(ウ) 普通地域内において風景の保護上支障のないよう処理する場合</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>ア 色彩</p> <p>(ア)～(ウ)で指定した色彩については、下記のマンセル値を目安とする。</p> <p>(ア) 焦げ茶色：10YR2.0/1.0</p> <p>(イ) 明灰色系統：5Y7.0/0.5</p> <p>(ウ) 暗灰色：10YR3.0/0.2（黒色顔料混合割合3%以上）</p> <p>イ 修景及び緑化方法</p> <p>(ア) 外来植物の侵入防止等の観点から、地域性種苗利用工を優先的に検討すること。</p> <p>(イ) 緑化計画で示された最終緑化目標と、実際の植生が大きく異なる状況が確認された場合は、対策を検討すること。</p> <p>ウ その他</p> <p>(ア) ミヤマキリシマ群落、山地湿原群落等の本公園の指定植物を含む貴重な植生に対し、その周囲を含めて保全するよう配慮すること。</p> <p>(イ) 用途終了後は、設置された工作物等の撤去、跡地の整理、修景等を適切に実施すること。</p> <p>(ウ) 家畜の放牧については、法第20条第8項に基づき届出が必要であるが、国立公園指定前等から実施されている放牧については届出不要であり、牧柵の更新等の関連行為も不要許可行為となることに留意すること。</p>
<p>2 工作物</p> <p>2の1 建築物</p>	<p>(1) 審査基準</p> <p>ア 位置</p> <p>次に掲げる地域内で行う建築物の新築及び増築は、阿蘇地域の風致景観の特性上、原則として施行規則第11条第3項及び第6項本文で規定の例によることとされている同条第1項第3号（主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない）及び第4号（眺望の対象に著しい支障を及ぼすものではないこと）に抵触するものとする。ただし、公益上の必要性が認められる建築物又は規則第11条第3項に規定する建築物（当該地周辺で農業を営む者（以下「地元農家」という。）による農産物販売所で簡易的なものを含む。）であって、当該地以外の場所においてはその目的を達成できないと認められる建築物については、この限りでない。</p>

項目	取扱方針
	<p>なお、農産物販売所で簡易的なものとは、水平投影面積 10m<sup>2</sup> 以下であり、地形の改変を伴わないものであって、かつ、周囲の環境に与える影響に鑑み、トイレ（浄化槽の設置があるもの又は循環型若しくはバイオトイレ等の周辺環境に配慮したものを除く。）の設置がないものとする。</p> <p>(ア) 中央火口丘地区においては、坊中山上線道路（車道）、南阿蘇登山線道路（車道）、仙酔峡線道路（車道）又は赤水山上線道路（車道）から望見される草原</p> <p>(イ) 北外輪瀬の本沿道景観保全区域</p> <p>(ウ) その他の公園事業道路等の中心線から 100m 以内に位置する草原</p> <p>イ 規模</p> <p>草原において新築する場合は、平屋建てとすること（地階及び半地階があり、見た目上平屋建てに見えるものも含む。以下同じ。）。ただし、建替えの新築については既存の階数高さを超えない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ デザイン</p> <p>屋根は、切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根（片流れ屋根を除く。）に限るものとし、陸屋根又はドーム等の曲面屋根でないこと。この場合において、屋根勾配は、10 分の 2 以上 10 分の 10 以下（水平投影面積 1,000m<sup>2</sup> 以上の場合は 10 分の 5 以下）とすること。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(ア) 噴火の際の危険が認められる地域であって構造上でやむを得ない建築物</p> <p>(イ) 仮設建築物若しくは水平投影面積 15m<sup>2</sup> 以下の小規模な付帯建築物（車庫、倉庫等）であり、かつ、主要な展望地から望見されないもの又は伝統的な寺社仏閣等の特殊な用途の建築物</p> <p>エ 色彩</p> <p>明度の高いものを避けたつや消しとし、屋根については焦げ茶色系統又は灰色系統、壁面については茶色系統（木材地色を含む。）、灰色系統又はクリーム色系統とすること。ただし、和瓦、漆喰等の伝統素材や茅等の自然素材を用いる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>ア 主要な展望地から望見される場所では、建築物の新築、改築又は増築を必要最小限とする。</p> <p>イ 外部に自然材料（木材、石材等。以下同じ。）を使用するなど、風致景観に配慮する。</p>

項目	取扱方針
2の2 道路	<p>(1) 審査基準</p> <p>ア 色彩 路面の色彩は、黒色又は灰色系統とし、白色等の明度の高いものを避けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 主要な展望地から望見されない場合 (イ) 安全を確保する上でやむを得ない場合</p> <p>イ 付帯施設の取扱</p> <p>(ア) 防護柵は、ガードパイプ又はガードレールとし、色彩を焦げ茶色とすること。ただし、公園利用者の利用を想定しない道路における安全を確保する上でやむを得ないものについては、この限りでない。 (イ) その他の道路構造物（法面对策工を除く。）、標識等については、必要最小限の規模とし、色彩は、焦げ茶色とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>A 法令により色彩が規定されている場合 B 公園利用者の利用を想定しない道路における安全を確保する上でやむを得ない場合</p> <p>ウ 法面処理方法 擁壁は、自然石又は自然石を模した石積み擁壁若しくは同様の化粧を施したコンクリート擁壁とし、暗灰色とすること。 擁壁工以外で法面処理を行う場合には、極力自然状態を維持することとし、緑化を伴う工法、岩接着法又はロックネット（茶色系統又は灰色系統）張りとする。こと。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、必要最小限と認められる範囲において、コンクリート吹付工、モルタル吹付工等の採用も可能とする。</p> <p>(ア) 通行の安全を確保する上でやむを得ない場合 (イ) 公園利用者の利用を想定しない道路で、かつ、主要な展望地から望見されない場合 (ウ) 既存工作物との調和のために、コンクリート吹付工等を採用することが望ましい場合</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>ア 位置及び規模</p> <p>(ア) 中央火口丘地区は、阿蘇地域の公園利用の中核地であることから、火山景観及び草原景観の保全に配慮すること。 (イ) 主な利用形態である自動車利用に配慮し、公園事業道路からの見え</p>

項目	取扱方針
	<p>方に配慮すること。</p> <p>(ウ) 農林業用又は公益上必要と認められる道路であっても必要性を考慮し、過剰なものとならないよう配慮すること。</p> <p>(エ) カルデラ内壁にあつては、中央火口丘地区及びカルデラ床地区から良く望見され風致景観上の支障が大きいため、線形及び法面の処理に配慮すること。</p> <p>イ 構造及び材料</p> <p>(ア) 阿蘇地域産の石材や木材といった地域資源の活用を積極的に検討すること。</p> <p>(イ) 野生動物の側溝迷入死の防止のため、必要に応じて皿型側溝又はスロープ付きU字溝等を用いること。</p> <p>(ウ) 野生動物の交通事故防止のため、横断路等の野生生物に配慮した構造とすること。</p> <p>(エ) 草原にあつては、法肩に丸みを持たせ、周囲の自然地形になじむようにすること。</p> <p>(オ) 廃道敷きは、舗装を撤去し、周囲の植生に合わせて緑化を行うこと。</p>
2の3 電柱	<p>(1) 審査基準</p> <p>ア 位置及びデザイン</p> <p>特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域又は「北外輪瀬の本沿道景観保全区域」内にあり、かつ、主要な展望地から望見される位置にあるものについては、新築を地下埋設とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 小規模な建替え及び増設（当該電柱に架線されるケーブル類（電力線、電話線又は引込線等）が、主要な展望地から第5章の2に掲げる保全対象となる主な景観資源を展望・眺望する際に支障となるものは除く）</p> <p>(イ) 樹林地内又は樹林地に隣接する箇所に設置されるもの</p> <p>イ 色彩</p> <p>(ア) 木柱又は焦げ茶色で塗装されたものであること。ただし、主要な展望地から望見されない箇所については、この限りでない。</p> <p>(イ) ケーブル類（電力線や電話線等を含み、引込線を除く。以下同じ。）の色彩は、黒色又は灰色系統とし、付帯する設備の色彩は、焦げ茶色又は灰色系統とすること。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>ア 特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域又は「北外輪瀬の本</p>

項目	取扱方針
	<p>沿道景観保全区域」内にあり、かつ、主要な展望地から望見される位置にあるものについては、小規模であっても、既存電柱の建替え及び増築に当たっては、可能な限り地下埋設に移行すること。</p> <p>イ 草原を避け、樹林地内に設置すること。</p> <p>ウ 既存電柱がある場合は、可能な限り共架とすること。</p>
2の4 送電鉄塔	<p>(1) 審査基準</p> <p>ア 位置</p> <p>送電鉄塔は、規模が大きく、火山景観及び草原景観に与える支障が大きいため、阿蘇地域の風致景観の特性上、中央火口丘地区及び外輪山地区の稜線沿いでの設置は、施行規則第11条第14項本文において規定の例によることとされている同条第1項第3号（主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないもの）及び第4号（眺望の対象に著しい支障を及ぼすものではない）に抵触するものとする。</p> <p>イ 色彩</p> <p>(ア) 鉄塔の色彩は、主な背景が樹林又は草原の場合にはつや消しの焦げ茶色又は暗灰色とし、主な背景が空の場合にはつや消しの明灰色とすること。</p> <p>(イ) ケーブル類の色彩は、黒色又は灰色系統とし、付帯する設備の色彩は、焦げ茶色又は灰色系統とすること。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>(1) ア以外の位置も可能な限り避け、その他の位置であっても普通地域内の風景の保護上の支障の小さいエリアに設置すること。</p>
2の5 無線設備	<p>(1) 審査基準</p> <p>阿蘇地域の風致景観の特性上、主要な展望地から望見されるもの又は草原内に設置されるものは、施行規則第11条第14項本文で規定の例によることとされている同条第1項第3号（主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない）及び第4号（眺望の対象に著しい支障を及ぼすものではない）に抵触することから、設置位置、規模及び色彩は次に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>ア 位置</p> <p>(ア) 大型無線基地局の新築は、既に基地局が多数設置されている米塚北と大観峰以外では避けること。</p> <p>(イ) カルデラ床地区においては、特別地域が狭く普通地域に囲まれているため、特別地域での設置を避けること。</p> <p>(ウ) 草原内及び北・南外輪山稜線沿いに設置する場合には、既に建築物が設置されている場所以外での新築を避けること。</p>

項目	取扱方針
	<p>(エ) (ア)～(ウ)に該当しない場合は、樹林地内であること。</p> <p>(オ) 新たに大規模な土地の改変、木竹の伐採又は管理道路の新設が必要でないこと。</p> <p>イ 規模及び色彩</p> <p>(ア) 鉄塔の高さ(アンテナ部除く。)は、周辺の樹木の高さを超えない規模とすること。また、既存工作物に付帯させて設置する場合は、既存工作物の高さを超えない規模とすること。</p> <p>(イ) 周囲の風致景観との調和を考慮し、鉄塔及び柱の色彩は、主な背景が樹林又は草原の場合にはつや消しの焦げ茶色又は暗灰色とし、主な背景が空の場合にはつや消しの明灰色とすること。</p> <p>(ウ) 既存工作物に設置する場合は、つや消しの灰色系統又は既存工作物と同系統色とすること。</p> <p>(エ) 付帯の建築物は、「2の1 建築物」の規定によること。</p> <p>(オ) その他必要な工作物については、つや消しの灰色系統又は茶色系統とし、周囲の風致景観との調和や基地局との一体性を考慮すること。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>ア (1)ア(エ)において、樹林地内であっても主要な展望地からの見え方に配慮すること。</p> <p>イ 電話柱等の既存工作物に通信設備を設置することにより、極力独立した基地局を設置しないこと。また、やむを得ず独立基地局を設置する場合は、共架、分散等も考慮に入れ、機能を果たす範囲で風致景観上の支障が最小となるよう配慮すること。</p> <p>ウ 既存工作物に通信設備を設置する場合も、規模又は色彩を審査基準に則って工夫するなどし、風致景観上の支障に配慮すること。</p>
2の6 砂防・治山施設	<p>(1) 審査基準</p> <p>ア デザイン及び色彩</p> <p>主要な展望地から望見されるものは、色彩を焦げ茶色又は暗灰色とするとともに、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(ア) 望見される部分に自然石張り又は自然石を模した表面処理を施すこと。ただし、表面処理の有無で風致景観に差異が生じない距離にあるものについては、この限りでない。</p> <p>(イ) 周囲が樹林である場合は、望見される方向側に修景植栽を施す等の風致景観上の保護措置を講じること。</p> <p>イ 付帯施設の取扱</p> <p>(ア) 前庭保護工又は流路工を伴う場合は、必要最小限の規模とし、デザ</p>

項目	取扱方針
	<p>イン及び色彩は、アの規定によること。</p> <p>(イ) 工事用道路については、「2の2 道路」又は「6の2 管理用道路」の規定によること。</p> <p>(ウ) 法面処理については、擁壁は、自然石又は自然石を模した石積み擁壁若しくは同様の化粧を施したコンクリート擁壁とし、暗灰色とすること。</p> <p>擁壁工以外で法面処理を行う場合には、岩接着法、ロックネット（茶色系統又は灰色系統）張り又は緑化を伴う工法の採用を優先的に検討し、植生の自然回復を誘導すること。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、必要最小限と認められる範囲において、コンクリート吹付工、モルタル吹付工等の採用も可能とする。</p> <p>A 安全を確保する上でやむを得ない場合</p> <p>B 主要な展望地から望見されない場合</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>阿蘇地域産の石材や木材といった地域資源の活用を積極的に検討すること。</p>
2の7 牧柵	<p>(1) 審査基準</p> <p>「1 全行為共通事項」に規定する内容に準じること。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>牧歌的景観の形成のため、公園事業道路等と牧野との境界にあたる部分については、可能な限り木柵又は擬木柵に移行すること。</p>
2の8 自動販売機	<p>(1) 審査基準</p> <p>ア 位置</p> <p>次に掲げる地域において行う自動販売機の単独設置（建築物等に付帯させないもの）は、阿蘇地域の風致景観の特性上、原則として施行規則第11条第14項第1号で規定の例によることとされている同条第1項第3号（主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない）に抵触するものとする。</p> <p>(ア) 中央火口丘地区においては、坊中山上線道路（車道）、南阿蘇登山線道路（車道）、仙酔峡線道路（車道）又は赤水山上線道路（車道）から望見される草原</p> <p>(イ) 北外輪瀬の本沿道景観保全区域</p> <p>(ウ) その他の公園事業道路等の中心線から100m以内に位置する草原</p> <p>イ デザイン、色彩等</p>

項目	取扱方針
	<p>自動販売機は、色彩が目立つ上、夜間にも電気が点灯し、風致景観上の支障が大きいため、主要な展望地から視認される場合は、次に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>(ア) 建築物の庇の下に設置するなど、風致景観上の支障の軽減が図られるものであること。</p> <p>(イ) 色彩は、茶色系統又は建築物壁面と同色系統であり、原色、蛍光色、金色及び銀色（以下これらを「原色等」という。）でないこと。ただし、板張り等の自然材料により外側を囲む場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等 夜間は消灯又は調光する等の取組を推進すること。</p>
2の9 テント	<p>(1) 審査基準</p> <p>ア 位置</p> <p>次に掲げる地域内で行うテントの設置は、阿蘇地域の風致景観の特性上、原則として施行規則第11条第13項第1号又は第14項第1号で規定の例によることとされている同条第1項第3号（主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない）に抵触するものとする。ただし、イベント等のために短期間設置するもの又は公益上若しくは地元農家による農産物販売に必要なものであって、当該地以外の場所においてはその目的を達成できないと認められるものについては、この限りでない。</p> <p>(ア) 中央火口丘地区においては、坊中山上線道路（車道）、南阿蘇登山線道路（車道）、仙酔峡線道路（車道）又は赤水山上線道路（車道）から望見される草原</p> <p>(イ) 北外輪瀬の本沿道景観保全区域</p> <p>(ウ) その他の公園事業道路等の中心線から100m以内に位置する草原</p> <p>イ 規模及びデザイン</p> <p>(ア) 規模は、10㎡以下であること。ただし、イベント等のために短期間設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 地形の改変を伴わないこと。</p> <p>(ウ) 色彩は、つや消しの白色系統又は明度及び彩度が低い色とすること。ただし、主要な展望地から望見されないもの又は短期間のイベントを行う際に設置するものについては、この限りでないが、この場合においても、原色等は避けること。</p> <p>(エ) 設置期間が定められており、終了後は直ちに撤去されるものであること。</p>

項目	取扱方針
	<p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>ア キャンプ場の設置については、基本的に、公園事業（野営場事業）の執行や、自然体験活動促進計画に則って実施すること。ただし、テントの設置位置や数量を限定したテント設置（グランピング用テントを含む。）については、以下の審査基準及び配慮事項に基づき個別判断とする。</p> <p>イ 「1 全行為共通事項」に規定する内容に準じること。</p>
2の10 太陽光発電施設	<p>(1) 審査基準</p> <p>ア 位置</p> <p>阿蘇地域の風致景観の特性上、主要な展望地から望見されるものは、施行規則第11条第12項第1号で規定の例によることとされている同条第1項第3号（主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない）及び第4号（眺望の対象に著しい支障を及ぼすものではない）に抵触するものとする。ただし、既存施設等の敷地内に設置されるもの、10㎡以下の小規模なもの及び「2の1建築物」の審査基準に適合する建築物の屋根面等に設置されるものはこの限りでない。</p> <p>イ 規模、デザイン及び色彩</p> <p>(ア) 太陽光パネルは、黒色系統で低反射素材のものを使用すること。</p> <p>(イ) 架台の色彩は、つや消しの焦げ茶色又は暗灰色とすること。</p> <p>ただし、既存施設等の敷地内に設置されるもの、10㎡以下の小規模なもの及び「2の1建築物」の審査基準に適合する建築物の屋根面等に設置されるものはこの限りでない。</p> <p>ウ 付帯施設の取扱</p> <p>(ア) 太陽光発電施設を囲むフェンス、送配電設備等の関連する施設の色彩は、つや消しの焦げ茶色又は暗灰色とすること。ただし、主要な展望地から望見されない場合又は事業地周辺で植栽等により遮蔽される場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 管理用道路は、「2の2 道路」又は「6の2 管理用道路」の規定によること。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>太陽光発電施設の新築は、当該地域の風致景観に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成27年2月環境省自然環境局）」及び「『国立・国定公園内における太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドライン』について（令和4年3月30日環自国発第2203301号国立公園課長通知）」に基づくこととする。</p>

項目	取扱方針
2の11 風力 発電施設	<p>(1) 審査基準</p> <p>ア 位置 阿蘇地域の風致景観の特性上、主要な展望地から望見されるもの又は草原内に設置されるものは、施行規則第11条第11項第1号で規定の例によることとされている同条第1項第3号（主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない）及び第4号（眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでない）に抵触するものとする。また、施行規則第11条第11項第1号ただし書きにより認められる場合であっても、主要な展望地からの主たる眺望方向に位置している場合は、同条第11項第2号（野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがない）に抵触するものとする。</p> <p>イ 規模、デザイン及び色彩 色彩は、主な背景が樹林又は草原の場合にはつや消しの焦げ茶色又は暗灰色とし、主な背景が空の場合にはつや消しの明灰色とすること。ただし、環境影響評価の結果により、バードストライク等の他の影響を軽減するために必要性が認められる場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 付帯施設の取扱 (ア) 送配電設備等の関連する施設の色彩は、つや消しの焦げ茶色又は暗灰色とすること。ただし、主要な展望地から望見されない場合又は植栽等により遮蔽される場合は、この限りでない。 (イ) 管理用道路は、「2の2 道路」又は「6の2 管理用道路」の規定によること。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等 風力発電施設の新築は、当該地域の風致景観に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成16年2月環境省自然環境局）」及び「『国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン』について（平成25年3月29日環自国発第1303291号国立公園課長通知）」に基づくこととする。</p>
2の12 地熱 発電施設	<p>(1) 審査基準</p> <p>ア 位置、規模、デザイン及び色彩 発電所等の建築物については、「2の1 建築物」の規定による他、次に掲げる基準に適合するものとする。こと。</p> <p>(ア) 当該施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限と認められること。</p> <p>(イ) 周辺の樹木の高さを超えない規模とすること。ただし、主要な展望</p>

項目	取扱方針
	<p>地から望見されない場合又は植栽等により遮蔽される場合は、この限りでない。</p> <p>イ 付帯施設の取扱</p> <p>(ア) 付帯工作物（やぐら等の仮設工作物を含む）については、周辺の風致景観への調和を考慮し、つや消しの灰色系統又は茶色系統とすること。ただし、主要な展望地から望見されない場合又は植栽等により遮蔽される場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 管理用道路は、「2の2 道路」又は「6の2 管理用道路」の規定によること。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>地熱発電施設の新築は、当該地域の風致景観に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて（令和3年9月30日環自国発第2209301号自然環境局長通知）」及び「『国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて』の解説の改正について（令和3年9月30日環自国発第2209302号国立公園課長通知）」に基づくこととする。</p>
2の13 上記以外のその他工作物	<p>(1) 審査基準</p> <p>周辺の風致景観への調和を考慮し、原則としてつや消しの灰色系統又は茶色系統とすること。ただし、主要な展望地から望見されないもの、植栽等により遮蔽されるもの又は仮設の工作物については、この限りでない。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>ア 「1 全行為共通事項」に規定する内容に準じること。</p> <p>イ 主要な展望地からの見え方に可能な限り配慮した配置とすること。</p>
3 木竹の伐採	<p>(1) 配慮事項・指導方針等</p> <p>国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月9日国発第643号国立公園部長通達）及び「同（国有林の取扱）」（昭和48年8月15日環自企第516号自然保護局長通知）を基本として地域の風致景観に配慮した施業とすること。</p>
4 土石の採取 4の1 ボーリング	<p>(1) 配慮事項・指導方針等</p> <p>ア 地熱発電のためのボーリングに当たっては、今後、発電所の建設やそれに伴う造成が行われることを考慮し、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」及び同通知の解説に基づくこととする。</p> <p>イ 上記以外のボーリングについては、関連施設の風致景観上の支障を併せて審査する。</p>

項目	取扱方針
4の2 採石	<p>(1) 配慮事項・指導方針等</p> <p>終掘した採石場跡地は、土砂の流出防止の他、風致の保護上支障がないよう、緑化、整地等を行うこと。</p> <p>(2) その他</p> <p>阿蘇地域では、特別保護地区及び特別地域内において生業の維持のために行われている採石行為は現存しないことから、施行規則第11条第18項第1号に適合する採石行為は存在し得ないものとする。</p>
5 広告物 5の1 営業用 広告物	<p>(1) 審査基準</p> <p>次に掲げる基準に適合するものとする。ただし、土地の所有関係及び名称を明らかにするものについては、個別に判断する。</p> <p>ア 規模及びデザイン</p> <p>(ア) 風致を乱すような立体でないこと。</p> <p>(イ) のぼり旗を同一敷地内又は同一場所内に複数立てる場合は、風致景観上の支障が大きいため、表示面の面積2.0㎡以下かつ本数が5本以内になるようにすること。ただし、設置期間が3ヶ月以下のイベントの実施に係る仮設ののぼり旗の本数については、この限りでない。</p> <p>(ウ) 「北外輪山瀬の本沿道景観保全区域」については、次の基準に適合すること。</p> <p>A 敷地内の広告物（自然公園法施行規則第11条第21項第1号の広告物）にあつては、同一敷地内又は同一場所における表示面の面積の合計が2㎡以下のものであること。ただし、土地の所有関係及び名称を明らかにするもの並びに設置期間が3ヶ月以下の仮設の広告物等については、この限りでない。また、広告物等を設置する場合にあつてはその高さが2m、広告物等を掲出し又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが2m（工作物に掲出し又は表示するものにあつては、当該工作物の高さ）以下のものであること。</p> <p>B 誘導標識（自然公園法施行規則第11条第21項第2号の広告物）にあつては、広告物等の個々の表示面の面積が0.3㎡以下であること。また、広告物等を設置する場合にあつてはその高さが2m、広告物等を掲出し又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが2m以下のものであること。</p> <p>イ 色彩</p> <p>次に掲げる基準に適合するものとする。ただし、「阿蘇サインガイドライン（平成18年3月阿蘇広域行政事務組合）」で規定する自</p>

項目	取扱方針
	<p>自治体毎のシンボルカラー、コーポレートカラー、写真、その他必要性が認められる色彩の一部使用については、この限りでないが、この場合においても、アクセントのみの使用とする等、必要最小限とすること。</p> <p>(ア) のぼり旗及び設置期間が3ヶ月以下の仮設広告物にあつては、明度及び彩度が低い色又は自然材料とすること。</p> <p>(イ) 上記以外の広告物にあつては、地を焦げ茶色又は自然材料とし、文字を白色、淡黄色又は黒色とすること。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>ア 風致景観上の支障の軽減と国立公園としての一体感を演出するため、デザインの統一を図ること。</p> <p>イ 乱立を防止し、必要最小限の表示内容となるように表示方法に配慮すること。</p> <p>ウ 公園事業道路等の沿線においては、沿道景観の保全に配慮すること。特に「北外輪瀬の本沿道景観保全区域」にあつては規模及びデザインの統一を図ること。</p> <p>(3) その他</p> <p>熊本県屋外広告物条例の基準に適合する必要があることに留意すること。</p>
5の2 指導標識及び案内標識	<p>(1) 審査基準</p> <p>次に掲げる基準に適合するものとする。ただし、法令に基づくものや安全を確保する上で必要なもの等公益性を有するものについては、基準によらず個別に判断する。</p> <p>ア 位置及び規模</p> <p>(ア) 設置個所は、車道、歩道の出入口、分岐点又は行政界であること。</p> <p>(イ) 規模及び設置数は、必要最小限と認められるものであること。</p> <p>(ウ) 風致を乱すような立体でないこと。</p> <p>イ 色彩</p> <p>地を焦げ茶色又は自然材料とし、文字を白色、淡黄色又は黒色とすること。案内図、仮設の広告物等における、「阿蘇サインガイドライン」で規定する自治体毎のシンボルカラー、コーポレートカラー、写真、その他必要性が認められる色彩の一部使用については、この限りでないが、この場合においても、アクセントのみの使用とする等、必要最小限とすること。</p> <p>ウ デザイン</p> <p>簡素なものとし、「自然公園等施設技術指針（平成25年7月制定、</p>

項目	取扱方針
	<p>令和4年3月改定環境省自然環境局自然環境整備課)」における第3部第7章公共標識（サイン類）に沿ったもので、「阿蘇サインガイドライン」との整合を図ること。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>ア ユニバーサルデザインであることに留意するとともに、表記は、日本語と英語を基本とすること。</p> <p>イ 乱立防止の観点から、同種のもの及び同位置に設置するものは統合すること。</p> <p>ウ 風致景観上の支障の軽減と国立公園としての一体感を演出するためデザインの統一を図ること。</p>
<p>6 土地の形状変更</p> <p>6の1 草地改良</p>	<p>(1) 審査基準</p> <p>区画の平均斜度が25度以下であること。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>ア 平均斜度が15度から25度の区画にあっては、土地の形状変更を伴う草地改良を行わず、牧草の播種にとどめること。</p> <p>イ 在来の草本種からなる草原景観を保全し、併せて、土砂流出を防止するために、新規の草地改良を可能な限り行わないこと。</p> <p>ウ やむを得ず新規で行う場合であっても、公園事業道路から望見される斜面及び沿線5mの範囲については極力野草地のままとすること。</p> <p>エ やむを得ず変更を行う場合は、復元を促進する措置を講じること。</p>
<p>6の2 管理用道路（未舗装）</p>	<p>(1) 審査基準</p> <p>法面擁壁、安全対策施設等の工作物を用いる場合は、「2の2 道路」の規定によること。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>地形の改変の少ない線形とし、かつ、自然環境の保護に配慮すること。</p>
<p>7 ヘリコプターの乗り入れに関わる工作物及び広告物</p>	<p>(1) 審査基準</p> <p>ヘリコプターの乗り入れは、当該地域の風致景観に著しい支障を及ぼすことが予想されるため、「国立・国定公園内におけるヘリコプターの乗り入れについて（平成2年11月14日環自保第658号自然保護局長通知）」に基づき、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 離着陸場所は、定められたヘリポートに限ること。</p> <p>イ 工作物及び広告物は、撤去されることが明らかな仮設のものであり、行為完了後は撤去し跡地の整理がなされることになっているものであること。</p>

項目	取扱方針
	<p>ウ 工作物の設置場所は、公園事業道路等の路肩から 20m以上離れていること。</p> <p>エ 案内、注意看板等の必要な広告物は、「5の1 営業用広告物」の規定によること。</p> <p>オ 行為の期間が1年を超えず、また、乗り入れを行う期日が明確にされたものであること。</p> <p>カ 当該離着陸場所周辺に生息する希少鳥獣の繁殖期には離着陸を行わないこと。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等 「1 全行為共通事項」に規定する内容に準じること。</p>
<p>8 トレイルランニング大会等に関わる工作物及び広告物</p>	<p>(1) 審査基準</p> <p>ア 位置、規模</p> <p>(ア) 特別保護地区又は第1種特別地域がコースに含まれないこと。ただし、公園事業道路（歩道）や整備されている歩道等で実施するものであって、歩道や自然環境への影響が軽微である場合はこの限りでない。</p> <p>(イ) 誘導看板、コーステープ等の広告物は、大会参加者の安全確保上必要な最小限の規模及び設置数とし、大会終了後に速やかに撤去すること。</p> <p>(ウ) テント、トイレ等の工作物は、大会運営上必要な最小限の規模及び設置数とし、大会終了後に速やかに撤去すること。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>ア トレイルランニング大会等の開催は、歩道の適正な維持管理や周辺の自然環境への悪影響が予想されるため、「国立公園内におけるトレイルランニング大会等の取扱いについて」（平成27年3月31日環自国発第1503313号国立公園課長通知）に基づくこととする。</p> <p>イ 環境影響モニタリング 「国立公園内で開催されるトレイルランニング大会等におけるモニタリングの手引き（平成29年3月1日環自国発第1703011号国立公園課長通知）」に基づいて、事前にコース全体の踏査を行い、大会の影響が懸念される箇所の環境影響モニタリングを実施すること。</p> <p>ウ 「1 全行為共通事項」に規定する内容に準じること。</p>

(2) 普通地域

普通地域内の行為に係る措置命令等の処分の基準としては、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」第28の規定に基づき、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処分基準について（以下「措置命令に関する処分基準」という。）（平成13年5月28日環自国第212号自然環境局長通知）」による他、次の取扱方針によるものとします。これらに基づき、主要な展望地からの展望や眺望を著しく妨げる場合や景観資源の保全上著しい支障が生じる場合等の風景を保護するために必要があると認める場合に、措置命令等の処分を行います。

また、国立公園の保護又は利用の推進のために、行為に際し特に配慮を求める事項を併せて定めます。

項目	取扱方針
1 全行為共通	<p>(1) 処分基準</p> <p>ア 各種行為に当たっては、その目的を達成する範囲で必要最小限の規模とすること。</p> <p>イ カルデラ床地区又は外輪山地区に位置する普通地域は、その地形の特性上、特別地域内に位置する主要な展望地から一望されることから、主要な展望地から眺望される風景の保護上著しい支障を及ぼさないこと。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>ア 色彩</p> <p>(ア)～(ウ)で指定した色彩については、下記のマンセル値を目安とする。</p> <p>(ア) 焦げ茶色：10YR2.0/1.0</p> <p>(イ) 明灰色：5Y7.0/0.5</p> <p>(ウ) 暗灰色：10YR3.0/0.2（黒色顔料混合割合3%以上）</p> <p>イ 草原内、主要な展望地から望見される場所及び市町村の景観計画によって定められる景観形成地域でなされる行為については、特に風景の保護に配慮すること。</p> <p>ウ 元来植生のなかった場合を除いて、工事に伴い発生した法面等の裸地は、原則として「自然公園における法面緑化指針（平成27年10月環境省自然環境局）」の「4. 基本理念に基づく方針」に則って、修景及び緑化方法を計画すること。ただし、災害復旧等のために緊急を要する場合等、「自然公園における法面緑化指針解説編（平成27年10月環境省自然環境局）」に記載されている本指針に拠りがたい場合の例等に該当する場合には、指針の記載内容に則って検討し、修景及び緑化方法を計画すること。</p>

項目	取扱方針
<p>2 工作物</p> <p>2の1 建築物</p>	<p>(1) 処分基準</p> <p>ア 規模（高さ）</p> <p>建築物の高さは、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。ただし、建替えの新築については、既存の階数高さを超えない場合はこの限りでない。</p> <p>(ア) カルデラ床地区にあつては、30m以下であること。</p> <p>(イ) 外輪山地区にあつては、15m以下であること。</p> <p>イ デザイン及び色彩</p> <p>(ア) 阿蘇地域の農村風景に適合したものとし、当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風景と著しく不調和でないこと。</p> <p>(イ) 屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根（片流れ屋根を除く。）に限るものとし、陸屋根又はドーム等の曲面屋根でないこと。</p> <p>(ウ) 屋根勾配は、10分の2以上10分の5以下とすること。</p> <p>(エ) 色彩は、明度の高いものを避けたつや消しとし、屋根については焦げ茶色又は灰色系統、壁面については茶色系統（木材地色を含む。）、灰色系統又はクリーム色系統とすること。</p> <p>(オ) 上記の規定について、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>A 伝統的な寺社仏閣、屋上にヘリポートを設ける場合等の特殊な用途の建築物である場合</p> <p>B 和瓦、漆喰等の伝統素材や茅等の自然素材を用いる場合</p> <p>C 市街地周辺等の立地で、本基準に従わないことが、農村風景の保護へ甚大な影響を及ぼすとまではいえない場合</p> <p>D 配置の工夫や植栽等によって、主要な展望地から望見されない場合</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>中央火口丘の麓又はカルデラ内壁の麓に当たる地域においては、建築物の高さを極端に高くしないこと。</p>
<p>2の2 鉄塔・無線施設等</p>	<p>(1) 処分基準</p> <p>ア 阿蘇地域の風景の特性上、外輪山地区での設置は、措置命令に関する処分基準の1)に規定される「①主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない」、「②重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものではない」又は「③色彩及び形態がその周辺の風景と著しく不調和でない」に抵触するものとする。</p> <p>イ 色彩は、主な背景が樹林又は草原の場合にはつや消しの焦げ茶色又は</p>

項目	取扱方針
	<p>暗灰色とし、主たる背景が空の場合にはつや消しの明灰色とすること。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等 カルデラ床地区では、主要な展望地からの眺望方向での設置を避けること。</p>
2の3 砂防・治山施設等	<p>(1) 処分基準 主要な展望地から望見されるものは、色彩を焦げ茶色又は暗灰色とするとともに、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>ア 望見される部分に自然石張り又は自然石を模した表面処理を施すこと。ただし、表面処理の有無で風景に差異が生じない距離にあるものについては、この限りでない。</p> <p>イ 周囲が樹林である場合は、望見される方向側に修景植栽を施す等の風景の保護上の措置を講じること。</p>
2の4 太陽光発電施設	<p>(1) 処分基準</p> <p>ア 位置 阿蘇地域の風景の特性上、次のいずれかに該当する場所に設置されるものは、措置命令に関する処分基準の2)に規定される「①主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない、重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものではない」、「②色彩及び形態がその周辺の風景と著しく不調和でない」又は「⑤野生動植物の生息又は生育上その他の風景の保護上重要な支障を及ぼすおそれがない」に抵触するものとする。</p> <p>(ア) 主要な展望地から望見される場所。ただし、事業地周辺で植栽等により遮蔽されるもの、市街地周辺の立地で主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにはならないもの又は同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が 2,000m<sup>2</sup> 以下であって学術研究その他公益上必要と認められるものを除く。</p> <p>(イ) 草原内</p> <p>イ 規模及び色彩 (ア) 太陽光パネルは、黒色系統で低反射素材のものを使用すること。 (イ) 架台の色彩は、つや消しの焦げ茶色又は暗灰色とすること。ただし、主要な展望地から望見されない場合又は植栽等により遮蔽される場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 付帯施設の取扱 (ア) 公園事業道路等に面する場合は、植栽又は色彩を焦げ茶とした柵若しくは塀を設置する等により、遮蔽する措置をとること。</p>

項目	取扱方針
	<p>(イ) 太陽光発電施設を囲むフェンス、送配電設備等の関連する施設の色彩は、つや消しの焦げ茶色又は暗灰色とすること。ただし、主要な展望地から望見されない場合又は事業地周辺で植栽等により遮蔽される場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等  草原風景と農村風景の保護を図るため、「(1) 特別保護地区及び特別地域 2の10 太陽光発電施設」に規定する配慮事項・指導方針等に準じて、「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」及び「『国立・国定公園内における太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドライン』について」に基づくこととする。</p>
2の5 風力発電施設	<p>(1) 処分基準</p> <p>ア 位置、規模及び色彩</p> <p>(ア) 阿蘇地域の風景の特性上、次のいずれかに該当する場所に設置されるものは、措置命令等に関する処分基準の1) 後段に規定される「①主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない、重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものではない」、「②色彩及び形態がその周辺の風景と著しく不調和でない」又は「⑤野生動植物の生息又は生育上その他の風景の保護上重要な支障を及ぼすおそれがない」に抵触するものとする。ただし、建替えの場合において、現状より風景上の支障が大きくなるものはこの限りでない。</p> <p>A 主要な展望地から望見される場所  B 草原内</p> <p>(イ) 色彩は、主な背景が樹林の場合にはつや消しの焦げ茶色又は暗灰色とし、主な背景が空の場合にはつや消しの明灰色とすること。ただし、環境影響評価の結果により、バードストライク等の他の影響を軽減するために必要性が認められる場合は、この限りでない。</p> <p>イ 付帯施設の取扱  送配電設備等の関連する施設の色彩は、つや消しの焦げ茶又は暗灰色とすること。ただし、主要な展望地から望見されない場合又は植栽等により遮蔽される場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等  主要な展望地からの風景保護のため、「(1) 特別保護地区及び特別地域 2の11 風力発電施設」に規定する配慮事項・指導方針等に準じて、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」及び「『国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイ</p>

項目	取扱方針
	『ドライン』について」に基づくこととする。
2の6 上記以外のその他工作物	<p>(1) 処分基準</p> <p>ア 色彩 周辺の風景への調和を考慮し、原則としてつや消しの灰色系統又は茶色系統とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 主要な展望地から望見されないもの (イ) 植栽等により遮蔽されるもの (ウ) 仮設の工作物</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>ア 配置 主要な展望地からの見え方に可能な限り配慮した配置とすること。</p>
3 土石の採取	<p>(1) 処分基準</p> <p>ア 採取に係る跡地は、土砂の流出防止の他、風景の保護上支障がないよう、緑化、整地等を行うこと。</p> <p>イ 露天掘りによる採石においては、採石跡地の緑化計画を提出すること。</p>
4 広告物	<p>(1) 処分基準</p> <p>ア 位置及び規模 公園事業道路等の沿道に設置されるものについては、高さが5m以下かつ表示面の面積が5㎡以下であって、同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の合計が10㎡以下のものとする。ただし、安全を確保する上で必要なもの等公益性を有するものについては、この限りでない。</p> <p>イ 色彩 公園事業道路等の沿道に設置されるもの又はそれ以外の場所に設置されるもののうち高さが5mを超えるもの若しくは表示面の面積が5㎡を超えるものについては、明度及び彩度が低い色又は自然材料とすること。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 「阿蘇サインガイドライン」で規定する自治体毎のシンボルカラー、コーポレートカラー、写真、その他必要性が認められる色彩を一部使用するもの。この場合においても、アクセントのみの使用とする等、必要最小限とすること。</p> <p>(イ) のぼり旗及び設置期間が3ヶ月以下の仮設のもの。</p> <p>(ウ) 安全を確保する上で必要なもの等公益性を有するもの。</p>

項目	取扱方針
	<p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>風景の保護を図り、国立公園としての一体感を演出するために必要な配慮を行うこと。その際には熊本県屋外広告物条例、各自治体の景観条例や景観計画の基準及び「阿蘇サインガイドライン」との調整を図ること。</p>

## 2 公園事業取扱方針

公園事業の決定内容及び「国立公園事業取扱要領（令和4年4月1日環自国発第22040111号自然環境局長通知）」による他、次の取扱方針によるものとします。

また、国立公園の保護又は利用の推進のために、事業に際し特に配慮を求める事項及び管理方針を併せて定めます。

ただし、以下の審査基準において工法を限定しているものについては、本管理運営計画策定以降に開発された新工法がある場合、審査基準に定める工法と新工法を比較して風致景観上の影響の軽減効果等が認められる場合には、新工法の採用も認められるものとします。

項目	取扱方針
<p>1 全事業共通事項</p>	<p>(1) 基本方針</p> <p>ア 国立公園の利用者に対し、各地域の特性に応じた良好なサービスを提供する。また、良好な自然環境内に立地していることを踏まえて、利用者に周囲の自然景観や環境を楽しませるよう努めること。</p> <p>イ 公園の利用施設（付帯施設を含む。）の整備、改修等に当たっては、風致景観の保全及び安全性の確保に留意しつつ、豊かな自然を誰もが楽しむために、ユニバーサルデザイン、地球温暖化対策及び「第5章 2 保全対象となる景観資源とその利用について」で抽出された景観資源の保全に配慮すること。</p> <p>ウ 国立公園のブランドプロミス（令和5年6月策定）実現に資する事業を推奨する。特に、阿蘇地域においては、草原等の自然資源の維持管理の担い手確保が急務であることから、地元農産品の販売促進、利用者負担又は地元団体主体の事業実施等の、地域活性化につながる取組を推奨する。</p> <p>エ (ア)～(ウ)で指定した色彩については、下記のマンセル値に該当する色彩を目安とする。</p> <p>(ア) 焦げ茶色：10YR2.0/1.0</p> <p>(イ) 明灰色：5Y7.0/0.5</p> <p>(ウ) 暗灰色：10YR3.0/0.2（黒色顔料混合割合3%以上）</p> <p>オ 公園事業道路等からの距離を確保する等により、風致景観上の支障を軽減すること。</p>

項目	取扱方針
	<p>カ 阿蘇地域産の石材や木材といった地域資源の活用を積極的に検討すること。</p> <p>キ 各事業の取扱方針に当該行為に関する記載がない場合は、他の事業の関連する行為の取扱いに準ずること。</p> <p>(2) 審査基準</p> <p>ア 利用施設における支障木の伐採は、眺望確保のための通景伐採を目的とするものを除き、必要最小限にとどめる。</p> <p>イ 土地の形状変更は、必要最小限にとどめる。</p> <p>ウ 建築物</p> <p>(ア) デザイン及び色彩は、「1 許可、届出等取扱方針 (1) 特別保護地区及び特別地域」における「2の1 建築物 (1) ウデザイン」及び「エ 色彩」の審査基準と同様とする。</p> <p>(イ) 既存の公園事業施設が立地するエリアでは、建築物の高さは、周辺に存在する既存の施設の高さを超えないものとする（建替えの場合も同様）。ただし、建替えの新築については既存の階数高さを超えない場合は、この限りでない。</p> <p>(ウ) 新たに事業決定され、新築される施設については、草原内へ設置する場合は、平屋建てとすること。それ以外の場合は、主要な展望地から展望される場合の眺望の著しい支障とならない高さとする。</p> <p>(エ) トイレの汚水処理は、立地条件に応じ技術上及び管理上最良のものとする。</p> <p>エ 駐車場</p> <p>付帯施設として駐車場を整備する際には、想定される利用者数の分析を適切に実施したうえで、必要最小限の規模とすること。また、植栽等で遮蔽する、従業員駐車場は公園事業道路等から望見されない位置とする等により、風致景観上の支障を軽減すること。</p> <p>オ 自動販売機</p> <p>「1 許可、届出等取扱方針 (1) 特別保護地区及び特別地域」における「2の8 自動販売機」の審査基準と同様とする。</p> <p>カ 電柱</p> <p>付帯施設として電柱を新設する場合には、「1 許可、届出等取扱方針 (1) 特別保護地区及び特別地域」における「2の3 電柱」の審査基準と同様とする。</p> <p>キ 照明装置</p> <p>付帯施設として自然物について照明を行う場合には、施行規則第 11</p>

項目	取扱方針
	<p>条第 13 項第 3 号の審査基準と同様とする。</p> <p>ク 運動場 付帯施設としてテニスコートを設置する場合には、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱い要領について（昭和 57 年 5 月 7 日環自保第 138 号保護管理課長通知）」によること。</p> <p>ケ その他の工作物 各事業において規定のない工作物は、設置目的を達成する上で必要最小限の規模とし、外部の形態がその周辺の風致景観と著しく不調和でないこと。色彩は、原則としてつや消しの茶色系又は灰色系統とするが、主要な展望地から望見されない場合や、法令で色彩が規定されている場合は、この限りでない。</p> <p>コ 標識及び広告物 （ア）指導標識及び案内標識については、「自然公園等施設技術指針（平成 25 年 7 月制定、令和 4 年 3 月改定 環境省自然環境局自然環境整備課）」における第 3 部第 7 章公共標識（サイン類）に沿ったもので、「阿蘇サインガイドライン」との整合を図ること。 （イ）乱立を避け統一したデザインで計画的に配置すること。 （ウ）敷地内の施設名称や地名等を表示する広告物は、表示面の面積が 5m<sup>2</sup> 以下かつ高さが 5m 以下のものとする。また、敷地外に設置する当該地へ誘導するための標識については、高さが 5m 以下かつ個々の表示面の面積が 1m<sup>2</sup> 以下のもの、複数の内容を表示する場合は、表示面の面積の合計が 10m<sup>2</sup> 以下のものとする（2 方向以上の表示は、複数の内容を表示するものとする）。 （エ）色彩は、地を焦げ茶色又は自然材料とし、文字を白色、淡黄色又は黒色とする。ただし、「阿蘇サインガイドライン」で規定する自治体毎のシンボルカラー、コーポレートカラー、写真、その他必要性が認められる色彩の一部使用については、この限りでないが、この場合においても、アクセントのみの使用とする等、必要最小限とすること。</p> <p>サ 修景及び緑化方法 「1 許可、届出等取扱方針（1）特別保護地区及び特別地域」における「1（2）ア 修景及び緑化方法」の審査基準と同様とする。</p> <p>シ 残土処理方法 「1 許可、届出等取扱方針（1）特別保護地区及び特別地域」における「1（2）イ 残土処理方法」の審査基準と同様とする。</p>

項目	取扱方針
	<p>(3) 配慮事項</p> <p>ア 工作物及び標識全般</p> <p>(ア) 登山道や園地等の周囲の自然との一体感を持たせる必要がある立地においては、極力自然材料を用いること。</p> <p>(イ) 老朽化したもの、破損したもの、廃屋又は今後使用する見込みのないものは速やかに撤去又は更新すること。</p> <p>(ウ) 標識については、ユニバーサルデザインであることに留意するとともに、表記は日本語と英語を基本とすること。</p> <p>イ 修景及び緑化方法</p> <p>「1 許可、届出等取扱方針 (1) 特別保護地区及び特別地域」における「1 (3) ア 修景及び緑化方法」の配慮事項と同様とする。</p> <p>(4) 利用施設の管理方針</p> <p>ア 各施設においては、ごみの投げ捨て防止、ごみの持ち帰り等の利用指導を行い、清潔の保持に努めること。</p> <p>イ ごみ箱を設置する場合は、各自治体の分別方法に則って、適切に回収処分を行うこと。</p> <p>ウ 危険個所の有無等の施設点検、草刈、危険木の処理、清掃等を定期的実施するとともに、標識類の点検及び補修を行うこと。また、上記管理作業等を実施する際は、公園利用者の安全確保に留意すること。</p> <p>エ 公園事業施設周辺において、希少動植物の損傷、裸地化又は利用者への危険のおそれがある場合は、制札、立入禁止柵の設置等の適切な措置を講じること。</p> <p>オ 公園事業区域周辺において、特定外来生物の生育・生息を確認した際には、可能な範囲で環境省への通報や駆除への協力を行うこと。</p> <p>カ 「国立公園における通景伐採の取扱いについて（平成 30 年 3 月自然環境局）を参考に、園地等の適切な眺望確保に努めること。</p> <p>キ 中岳火口周辺の公園事業施設については、火山防災の観点から適切な対策を講ずること。</p> <p>ク 沿道の除草については、可能な限り薬剤を使用しないこと。</p>
2 道路（車道）	<p>(1) 基本方針</p> <p>阿蘇地域では自動車による公園利用が多いため、道路沿線の景観形成の観点から修景に配慮し、快適な自動車利用が確保されるようにすること。</p> <p>(2) 審査基準</p>

項目	取扱方針
	<p>ア 色彩 「1 許可、届出等取扱方針 (1) 特別保護地区及び特別地域」における「2の2 (1) ア 色彩」の審査基準と同様とする。</p> <p>イ 付帯施設の取扱 (ア) 防護柵は、ガードパイプ又はガードレールとし、色彩を焦げ茶色とすること。 (イ) その他の道路構造物（法面对策工を除く。）、標識等については、必要最小限の規模とし、色彩は、焦げ茶色とすること。ただし、法令により色彩が規定されているものについては、この限りでない。</p> <p>ウ 法面処理方法 擁壁は、自然石又は自然石を模した石積み擁壁若しくは同様の化粧を施したコンクリート擁壁とし、暗灰色とすること。 擁壁工以外で法面処理を行う場合には、岩接着法、ロックネット（茶色系統又は灰色系統）張り又は緑化を伴う工法の採用を優先的に検討し、植生の自然回復を誘導すること。 ただし、通行の安全を確保する上でやむを得ない場合は、必要最小限と認められる範囲において、コンクリート吹付工、モルタル吹付工等の採用も可能とする。</p> <p>(3) 配慮事項 ア 野生動物の側溝迷入死の防止のため、必要に応じて皿型側溝又はスロープ付きU字溝等を用いること。 イ 野生動物の交通事故防止のため、横断路等の野生生物に配慮した構造とすること。 ウ 草原にあっては、法肩に丸みを持たせ、周囲の自然地形になじむようにすること。</p> <p>(4) 管理方針 ア 「1 全事業共通事項」の規定によること。 イ 車道脇の展望地等においては、行為地の自然環境の状況、眺望対象、眺望方向を考慮しつつ、必要に応じて木竹の伐採等の管理が必要となるエリアを公園事業区域に含め、眺望確保のための通景伐採を計画的かつ積極的に実施すること。</p>
3 道路（歩道）	<p>(1) 基本方針 ア 自然探勝に適した利用施設であるため、自然体験活動等の促進に留意し、積極的に整備を図ること。</p>

項目	取扱方針
	<p>イ 利用状況に応じて適切な標識や階段等の付帯施設を整備することとし、特に、遭難事故防止及び火山防災の観点から適切な整備を行うこと。</p> <p>ウ 整備後も適切な維持管理がなされるように、阿蘇地域や周辺環境に適した工法を検討するとともに、補修が可能な整備とすること。</p> <p>(2) 審査基準</p> <p>ア 舗装 可能な限り舗装は行わず、周囲の自然との一体感を持たせるようにすること。浸食防止のためやむを得ず施設を設ける場合も自然材料を用いるものとする。ただし、中央火口丘地区の草千里中岳火口線道路（歩道）、杵島岳登山線道路（歩道）及び仙酔峡日ノ尾峠線道路（歩道）の仙酔峡から中岳火口東展望所の間は、利用拠点からのアクセスが非常に良く一般観光客の徒歩利用誘導の性格が強いため、舗装もやむをえない。なお、色彩は、「1 許可、届出等取扱方針 (1) 特別保護地区及び特別地域」における「2の2 (1) ア 色彩」の審査基準と同様とする。</p> <p>(3) 配慮事項</p> <p>ア 「1 全事業共通事項」の規定によること。</p> <p>イ 現に舗装されている区間を再整備の際には、可能な限り、石張り、木レンガ、ウッドチップ舗装に移行すること。</p> <p>(4) 管理方針 歩道脇の展望地等においては、行為地の自然環境の状況、眺望対象、眺望方向を考慮しつつ、必要に応じて木竹の伐採等の管理が必要となるエリアを公園事業区域に含め、眺望確保のための通景伐採を計画的かつ積極的に実施すること。</p>
4 園地	<p>(1) 基本方針 国立公園としての適正な利用の促進と利用の分散のため重要な施設であることから、園路及び休憩所、トイレ等の付帯施設に関して、利用者の数や動線を分析の上で、適切な位置に適正な規模と内容のものを整備するものとする。</p> <p>(2) 審査基準</p> <p>ア 付帯施設の取扱 (ア) 「1 (2) ウ 建築物」の規定に加えて、直轄事業及び熊本県事</p>

項目	取扱方針
	<p>業で整備する建築物は、平屋建ての簡素なデザインとすること。 ただし、噴火の被害が予想される中岳中央火口園地については、安全上の観点から陸屋根等もやむを得ない。その場合は、色彩を焦げ茶色又は暗灰色とすること。</p> <p>(イ) 園路は、原則として石張り、木レンガ、ウッドチップ舗装とすること。ただし、利用者が多いところは一部舗装も可能とする。</p> <p>(3) 配慮事項 「1 全事業共通事項」の規定によること。</p> <p>(4) 管理方針 展望地においては、行為地の自然環境の状況、眺望対象、眺望方向を考慮しつつ、必要に応じて木竹の伐採等の管理が必要となるエリアを公園事業区域に含め、眺望確保のための通景伐採を計画的かつ積極的に実施すること。</p>
5 宿舎	<p>(1) 基本方針 滞在型利用の促進を図るため、周辺の自然環境と調和した落ち着いた景観と雰囲気を持ち、地域資源や自然探勝に関する情報発信や利用促進を行うことができる魅力ある宿舎の整備を図る。また、施設の周辺には、現地産樹木と同種の樹木により修景のための植栽を行うこと。</p> <p>(2) 審査基準 規模、デザイン及び色彩は、「1 (2) ウ 建築物」の規定によること。</p> <p>(3) 配慮事項及び管理方針 「1 全事業共通事項」の規定によること。</p>
6 避難小屋	<p>(1) 基本方針 登山利用者の安全及び風致景観との調和に配慮し整備するものとする。</p> <p>(2) 審査基準 ア 規模 設置目的を達成する上で必要最小限の規模とし、高さは、気象条件を考慮して可能な限り低くすること。 イ デザイン、色彩及び材料 「1 (2) イ 建築物」の規定によること。</p>

項目	取扱方針
	<p>(3) 配慮事項及び管理方針 「1 全事業共通事項」の規定によること。</p>
7 休憩所	<p>(1) 基本方針 快適な公園利用を確保するため、風致景観との調和に配慮した最小限の規模で質の高い効率的な利用サービスが可能となるよう計画する。</p> <p>(2) 審査基準 ア 規模 (ア) 「1 (2) ウ 建築物」の規定に加えて、古坊中休憩所については、後述のとおり、陸屋根もやむを得ないものとする。 (イ) 新たに事業決定され新築される施設については、草原内に設置する場合は、平屋建てとすること。それ以外の場合は、主要な展望地から展望される場合の著しい支障とならないようにすること。</p> <p>イ デザイン、色彩 「1 (2) ウ 建築物」の規定によること。ただし、噴火の被害が予想される古坊中休憩所については、安全上の観点から陸屋根等もやむを得ない。その場合は、色彩を焦げ茶色又は暗灰色とすること。</p> <p>(3) 配慮事項及び管理方針 「1 全事業共通事項」の規定によること。</p>
8 野営場	<p>(1) 基本方針 国立公園の適正な利用を促進するため、風致景観との調和に配慮した上で、必要な規模や内容の整備を行う。</p> <p>(2) 審査基準、配慮事項及び管理方針 「1 全事業共通事項」の規定によること。</p>
9 乗馬施設	<p>(1) 基本方針 国立公園の適正な利用を促進するため、風致景観との調和に配慮した上で、必要な規模や内容の整備を行う。</p> <p>(2) 審査基準、配慮事項及び管理方針 「1 全事業共通事項」の規定によること。</p>
10 駐車場	<p>(1) 基本方針 国立公園の適正な利用を促進するため、風致景観との調和に配慮した上で、必要な規模や内容の整備を行う。</p>

項目	取扱方針
	<p>(2) 審査基準、配慮事項及び管理方針 「1 全事業共通事項」の規定によること。</p>
11 索道運送施設	<p>(1) 基本方針 国立公園の適正な利用を促進するため、風致景観との調和に配慮した上で、必要な規模や内容の整備を行う。</p> <p>(2) 審査基準、配慮事項及び管理方針 「1 全事業共通事項」の規定によること。</p>
12 給水施設	<p>(1) 基本方針 国立公園の適正な利用を促進するため、風致景観との調和に配慮した上で、必要な規模や内容の整備を行う。</p> <p>(2) 審査基準、配慮事項及び管理方針 「1 全事業共通事項」の規定によること。</p>
13 博物展示施設	<p>(1) 基本方針 ア 公園利用の拠点となる施設であり、関係機関との連携を図りつつ、環境教育活動及び情報発信拠点として多様な利用に供するよう地域の特性を生かした内容のものとする。 イ 多様な公園利用者が情報収集等を目的に集まる場所であることから、通信環境の確保や多言語による情報案内を推進する。</p> <p>(2) 審査基準 既存施設の建替えの際には、「1 (2) イ 建築物」の規定を遵守するよう誘導する他、現状規模程度となるよう配慮すること。</p> <p>(3) 配慮事項及び管理方針 「1 全事業共通事項」の規定によること。</p>
14 ゴルフ場	<p>(1) 基本方針 現況の規模を維持する。</p> <p>(2) 審査基準、配慮事項及び管理方針 「1 全事業共通事項」の規定によること。</p>
15 自然再生施設	<p>(1) 基本方針 野焼きを復活・継続するため、また、採草等の管理を促進するため、管理道若しくは恒久防火帯等の整備、小規模樹林帯の除去又は管理放棄地の再草原化等を積極的に推進する。また、必要に応じて、湿地若しくは希少種の生息・生育地の保全又は適正な利用のための施設等を整備する。草原</p>

項目	取扱方針
	<p>再生活動の拠点施設については、風致景観との調和に配慮した上で、必要な規模や内容の整備を行う。</p> <p>(2) 審査基準、配慮事項及び管理方針  「1 全事業共通事項」の規定によること。</p>